独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構中期目標	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構中期計画（案）	前　期　中　期　計　画
第１　中期目標の期間 機構の中期目標の期間は、平成１８年４月１日から平成２３年3月３１日までの５年間とする。 第２　業務運営の効率化に関する事項 「行政改革の重要方針」（平成１７年１２月２４日閣議決定）を踏まえ、今後５年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。 また、機構の業務運営に当たっては、以下の各事項に関し具体的措置を講ずることにより、効率化を図るものとする。	第１　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第１　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 １　経費の抑制 一般管理費（公租公課等の固定的経費を除く。）について対前年度比で１%抑制する。 具体的には、下記の措置を講ずる。 (1) 事務のマニュアル化、オンライン化を促進することにより、事務の簡素化・効率化を図る。 (2) 各種報告の必要性、報告方法の見直しにより、事務の省力化・効率化を図る。 (3) 事務用品の再利用化、室温の適温管理、昼休み等の消灯の励行、電子機器購入に当たっての省エネ機器導入の促進により、経費の抑制を図る。 (4) 契約に関する業務については、従来、都県単位で実施していたところであるが、一つの組織体（本部・支部）となることを契機に、一括購入や割引制度の利用により、契約単価の削減を図る。 (5) 人件費については、「２　業務運営体制の整備」の実施状況を踏まえて抑制を図る。
１　業務の運営体制 以下の組織及び業務の見直しにより、本部・支部の業務内容及び業務量に応じた適切な人員配置となるよう前期中期目標期間の期末（平成１７年度末）の人員数に対して、中期目標期間の期末（平成２２年度末）までに２０%の人員削減を実施すること。 (1) 組織の在り方について抜本的な見直しを行う。	１　業務の運営体制 「行政改革の重要方針」（平成１７年１２月２４日閣議決定）を踏まえ、本部・支部の業務内容及び業務量に応じた適切な人員配置となるよう前期中期目標期間の期末（平成１７年度末）の人員数に対して、中期目標期間の期末（平成２２年度末）までに２０%の人員削減を実施するため、各年度平均４%の人員削減を実施する。 このため、機構に設置したプロジェクトチームを中心として、以下の組織及び業務の見直しを実施する。 また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。	２　業務運営体制の整備 (1) 本中期目標の期間において、支部の業務運営の効率化を重点項目として、業務の実施状況を点検の上、実施方法について見直しを行うことにより業務運営の効率化を図る。 (2) 上記(1)の業務点検及び見直しに併せ、支部組織について見直しを行う。 (参考) ・　沖縄県に所在する支部について、統合を含め検討を行う。 (3) 駐留軍等労働者の制服及び保護衣の購入契約及び在庫管理の方法について、見直しを行う。

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構中期目標	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構中期計画（案）	前　期　中　期　計　画
ア　本部については、業務全般を見直し、業務の集約化などにより、管理部門を縮小し、組織のスリム化を図り、前期中期目標期間の期末（平成１７年度末）の人員数に対して、中期目標期間の期末（平成２２年度末）までに機構全体の削減率を上回る人員削減を実施すること。	(1) 本部については、平成１８年度末までに業務全般を見直すとともに、支部とのバランスを考慮した人員数の見直しを図り、平成１９年度以降、円滑な業務処理に配慮しつつ、業務の集約化やアウトソーシングの活用等により、段階的に係の統合やポストの削減等を実施する。これにより、管理部門を縮小し、組織のスリム化を図り、前期中期目標期間の期末（平成１７年度末）の人員数に対して、中期目標期間の期末（平成２２年度末）までに機構全体の削減率を上回る人員削減を実施する。	３　職員の意識の高揚 (1) 業務の効率化に係る講演会の開催、各職場への効率化目標の掲示等を行うことにより、職員の意識の高揚を図る。 (2) 職員から、経費の節約及び業務の改善に係る提案を募集し、積極的に活用する。 　このため、事務改善委員会を設置し、優秀な提案に対しては、表彰を行う。
イ　支部については、今後の在日米軍の再編状況等を踏まえ、業務全般を見直し、業務の集約化などにより、組織のスリム化及び一部の支部の統廃合を実施するとともに、各支部が管轄する米軍施設の特性及び配置状況等を勘案し、管理する駐留軍等労働者数に応じ、支部間のバランスを考慮した適正な規模の職員配置を行うこと。	(2) 支部については、今後の在日米軍の再編状況等を踏まえ、平成１８年度末までに業務全般を見直し、平成１９年度以降、円滑な業務処理に配慮しつつ、業務の集約化やアウトソーシングの活用等により、段階的に、以下の措置を講ずる。 ア　係の統合やポストの削減等を実施し組織のスリム化を図る。 イ　駐留軍等労働者へのサービスの維持及び業務の効率性等の観点から検討し、一部の支部の統廃合を実施する。 ウ　各支部の人員数について、支部職員一人当たりが管理する駐留軍等労働者数を基準として見直しを行い、各支部が管轄する米軍施設の特性及び配置状況等を勘案し、管理する駐留軍等労働者数に応じ、支部間のバランスを考慮した適正な規模の職員配置を行う。	
(2) 業務全般を対象にアウトソーシングの可能性について、できる限り早期に検討し、駐留軍等労働者に係る福利厚生業務等のアウトソーシングを更に徹底するとともに、機構の管理業務等についてもアウトソーシングを実施すること。	(3) 平成１８年度末までに業務全般の見直し及びアウトソーシングの実施に関する具体的な検討を行い、平成１９年度以降、円滑な業務処理に配慮しつつ、現在実施している福利厚生業務等のアウトソーシングに加え、段階的に、労務管理等事務及び機構の管理業務等について、可能なものから新たなアウトソーシングを実施する。	
(3) 業務・システムの最適化を実現するため、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成１７年６月２９日各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議決定）に基づき、国の行政機関の取組に準じて、業務・システムの最適化計画を策定し、実施すること。	(4) 国の行政機関の取組に準じて、平成１９年度末までに最適化計画を策定し、実施する。 　また、ＩＴ化に対応した事務の電子化を事業年度ごとに推進するなど業務の効率化に取り組む。	

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構中期目標	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構中期計画（案）	前期中期計画
また、ＩＴ化に対応した業務の効率化に取り組むこと。		
２　経費の抑制 人件費（退職手当を除く。）を含む機構運営関係費について、前期中期目標期間の最終年度（平成１７年度）を基準として、中期目標期間の最終年度（平成２２年度）までに１５％の縮減を図ること。ただし、新規に追加されるもの、拡充分は除く。	２　経費の抑制 人件費（退職手当を除く。）を含む機構運営関係費について、前期中期目標期間の最終年度（平成１７年度）を基準として、中期目標期間の最終年度（平成２２年度）までに１５％の縮減を図るため、業務運営体制の見直しによる人員数の削減等により、各年度平均して人件費４％、物件費２％の抑制を図る。ただし、新規に追加されるもの、拡充分は除く。	
第３　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 １　駐留軍等労働者の募集 (1) 在日米軍からの労務要求に迅速かつ的確に対応するため、労務要求書受理後一か月以内に資格要件を満たす者を在日米軍に紹介する率について、中期目標期間において平均９０％以上の維持に努めること。 (2) 在日米軍が実施している関東地区における駐留軍等労働者の募集を、機構を通じて募集する方式に変更することについて検討し、推進すること。	第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 １　駐留軍等労働者の募集 (1) 在日米軍からの労務要求に対し、労務要求書受理後一か月以内に資格要件を満たす者を在日米軍に紹介する率について、以下の措置を講ずることにより、中期目標期間において平均９０％以上の維持に努める。 ア　インターネットを利用した募集について、各種メディアを活用し周知徹底することにより、募集の促進を図る。 イ　携帯電話の利用による応募システムを構築する。 ウ　沖縄県においては、応募の機会を増加させる観点から、インターネットを利用した事前募集を通年実施するほか、年２回実施している支部窓口での応募受付業務についても見直しを実施する。 (2) 在日米軍が実施している関東地区における駐留軍等労働者の募集を、機構を通じて募集する方式に変更することについて検討し、国及び在日米軍との連携を十分に図り、推進する。	第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 １　駐留軍等労働者の募集 駐留軍等及び諸機関からの労務要求に対し、労務要求書受理後一か月以内に資格要件を満たす者を駐留軍等及び諸機関に紹介する率を、中期目標期間において９０％以上とする。 この目標を達成するため、特に求人難の職種（特殊技能職）の求職者を確保する必要があることから、機構設立後速やかにホームページを開設し求人情報を広く提供するとともに、インターネットによる求職照会及び応募システムを構築する。

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構中期目標	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構中期計画（案）	前　期　中　期　計　画
2　駐留軍等労働者の福利厚生施策 駐留軍等労働者の福利厚生施策については、駐留軍等労働者の要望を踏まえて実施する等により質の向上に努めること。	2　駐留軍等労働者の福利厚生施策 (1) 定年退職を予定している駐留軍等労働者を対象とした退職準備研修について、プログラムの統一等内容の充実及び質の向上を図る。 (2) 駐留軍等労働者に貸与している制服、作業着及び靴類等の仕様について、駐留軍等労働者の要望を踏まえ、国及び在日米軍との連携を十分図り、その見直しを実施し、品質の向上等を図る。 (3) 上記のほか、福利厚生施策の質の向上に資する取組を推進する。	2　駐留軍等労働者の福利厚生施策 (1) 駐留軍等労働者の福利厚生については、駐留軍等労働者の多様化する要望に応えるため、福利厚生の項目を増やし、生活様式に合わせて幅広く選択できるシステムを含む新たな施策を検討し、実施する。 (2) 駐留軍等労働者の制服及び保護衣について、バウチャーシステムその他の早期に貸与できる方法を検討し、中期目標期間中に導入する。
3　駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件等に係る調査、分析、改善案の作成 国の行政施策の企画立案に資するため、駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件等に係る調査、分析、改善案の作成を行い、国に提示すること。	3　駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件等に係る調査、分析、改善案の作成 (1) 国の行政施策の企画立案に資するため、「少子・高齢化社会における駐留軍等労働者の確保のための施策の在り方」等の課題について、調査、分析、改善案の作成を行い、国に提示する。 (2) 上記(1)のほか、国と連携の下、在日米軍の再編に関する対応等、必要となる課題について、調査、分析、改善案の作成を行い、国に提示する。	3　駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件等に係る調査、分析、改善案の作成 (1) 国の行政施策の企画立案に資するため、国家公務員及び民間事業の従事員における給与その他の勤務条件を考慮し、次に掲げる課題について調査、分析し、改善案の作成を行い、中期目標期間の終期までに国に提示する。 ア　駐留軍等労働者の定年制度の在り方 目的…　公的年金制度の改正に伴う雇用と年金の連携を図り得る仕組みを整備する観点から定年延長を含む定年制度の在り方について調査、分析し、改善案を作成 イ　駐留軍等労働者の給与制度の在り方 目的…　国家公務員の俸給体系の見直しを踏まえ、各種手当の在り方を含む給与制度全般について調査、分析し、改善案を作成 (2) 上記(1)のほか、国との連携の下、必要となる課題について調査、分析し、改善案の作成を行う。
第4　財務内容の改善に関する事項 運営費交付金を充当して行う事業について、「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の範囲で業務運営を行うこと。	第3　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙1～別紙3のとおり 第4　短期借入金の限度額 短期借入金の限度額は、4億円とし、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当の支給等に用いるものとする。	第3　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙1～別紙3のとおり 第4　短期借入金の限度額 短期借入金の限度額は、4億円とし、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当の支給等に用いるものとする。